



密集事業※の進捗状況について

令和2年度は**1号線**については、用地測量や説明会が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期となりました。新型コロナウイルスの状況を鑑み、今後の再開にむけて準備が進められています。

また、**5号線**については、令和3年度も引き続き用地折衝を進めていくとのことです。

※災害時の避難や消防活動を円滑に行うための道路拡幅等を行う、密集住宅市街地整備促進事業。

堀切地区の用途地域等が一部変更される予定です

用途地域とは、都市計画に定められた建物の用途や大きさなどに関するルールです。

現在、東京都では現況の用途地域等の不整合を是正するために、令和5年度前半の決定を目指し変更手続きを進めていく予定です。堀切菖蒲園通りの沿道の一部も変更対象となっているため、建替え等を行う場合は、都市計画の内容について確認してほしいとのことです。

詳細については、葛飾区webサイトか下記までお問い合わせ下さい。

葛飾区 都市整備部 都市計画課 都市計画係

☎ 03-5654-8328

七福神前の道が整備されました！

葛飾区と堀切地区の町会、商店街、堀切地区まちづくり推進協議会で検討を行った『賑わいのある道づくり』の第二弾の工事により、堀切二丁目コミュニティ道路（七福神前）の道路整備が昨年12月に完成しました。ぜひ、散歩して変わったところを見つけてください！

a 七福神前の舗装



b 花壇



c ベンチ



d 車止め



e あじさい通りの剪定



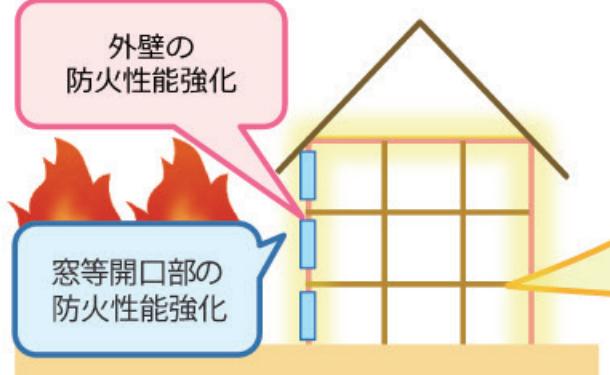
地区計画の変更について

葛飾区では、平成28年に堀切二丁目周辺及び四丁目地区に策定された地区計画について、平成30年に改正された建築基準法で示された新たな基準である『延焼防止建築物』、『準延焼防止建築物』を、同地区内で建築できるよう地区計画の変更を行うことを1月の都市計画審議会を経て決定しました。（※なお、地区計画の変更により、現在建っている建築物への影響はありません。）

現在、具体的なルールの運用に向け、建築条例の改正の手続きを進めているとのことです。



延焼防止建築物・準延焼防止建築物のイメージ



これまで耐火建築物等では難しかった、建物内部で木材を見せる設計が可能に！

写真：国土交通省住宅局「建築行政に関する最近の取り組み等に関する説明会（H30.4.26）」資料

TOPIC まちづくり事務所がOPEN!

区から密集事業の用地折衝などを受託しているUR（独立行政法人都市再生機構）は、主要生活道路の拡幅整備に伴う用地取得や生活再建に関するご相談等の窓口として、2月22日に「堀切まちづくり事務所」を設置しました。

「堀切まちづくり事務所」

葛飾区堀切2-66-15

フジモトビル2F

☎ 03-5671-2401

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したもの。（承認番号：2都市基交署第31号）

■ 主要生活道路 ■ 拡幅整備予定区間
■ 『賑わいのある道づくり』工事道路
■ 密集事業・不燃化特区エリア ■ 用途地域変更予定

不燃化特区支援制度が5年間延長されました！

堀切二丁目周辺及び四丁目地区にて指定されている、老朽木造建物等の建替え助成制度『不燃化特区支援制度』は、このたび期限が5年間延長され、令和7年度までとなりました。

区では燃え広がらない・燃えないまちづくりを進めており、堀切地区では令和7年度までに不燃領域率（市街地の燃えにくさを示す指標）63.5%を目指しているそうです。（令和元年度時点 55.6%）

建替えをされる方は、ぜひ制度を活用してほしいとのことです。



地区計画の変更や不燃化特区支援制度の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

葛飾区 都市整備部 都市計画課
密集地域整備第三係

☎ 03-5654-8599

